

贈
呈

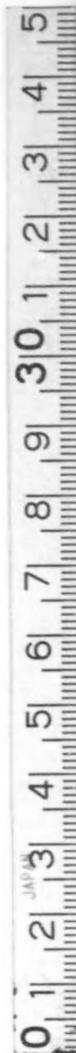
産業衛生協議會報

No. 18

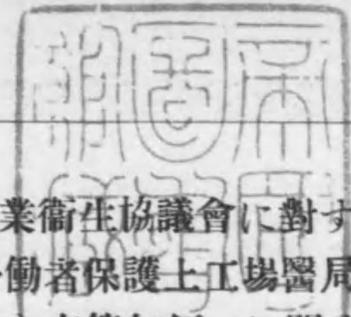
第四回産業衛生協議會に對する社會局長
官諮問「労働者保護上工場醫局の使命を
全うせしむべき方策如何」に對する答申

産業衛生協議會
(倉敷労働科學研究所内)
昭和七年五月

始



4.2
988



第四回産業衛生協議會對する社會局長官 諮問「労働者保護上工場醫局の使命を全う せしむべき方策如何」に関する答申

昭和7年1月11日

産業衛生協議会理事長
暉 峻 義 等

社會局長官
丹 羽 七 郎 殿

謹啓

過般名古屋に於て開催したる第四回産業衛生協議會に際して御諮問相成候事項に關しては委員會を設けて其の議に附し更に本會理事會は該委員會の決議に基き慎重審議致したる結果別項の如き成案を得たるにより茲に答申に及び候也

第4回産業衛生協議會對する社會局長官諮問「労働者保護 上工場醫局の使命を全うせしむべき方策如何」に関する答申

1、現在各工場醫局は特別のものを除き其の多くは診療を本位とし、労働者の保健衛生に關する事項は殆むき之れを無視せるに近し、之れ工場醫局本來の使命を理解せざるものにして労働者保護上甚だ遺憾に堪へざる處なり、依つて宜敷醫局の組織を改善し、保健衛生と診療とを併せ行ふの組織たらしむる要あり。

説 明

從來大多數の民間産業醫局は労働者（時にその家族をも含む）の疾病治療を主眼として設置せられ、發達し來れるものなるが故に、今尙診療本位の消極的醫事にのみ終始するを以て足れりとなすもの多く、稍々進歩せりと目せらるゝものも漸く疾病の豫防(主として急性傳染病の)或は早期發見、採用時體格検査等を行ふに過ぎずして、未だ消極的醫事の域を脱せず遺憾頗る多し。勿論疾病は從業者の労働力を減殺し、其の家族の生活を脅かし、企業生産力を減退せしむる主要なる原因の一なるが故に之れに適切確實なる診療を施し、以て其の速かなる恢復を計ることは醫局の重要な職責に相違なきも、更に一步を進めて從業員の一般健康状態を改善し労働力を増強するための活動及計劃の中心となり、從業員個々に對してのみならず全從業員の作業場内外の生活に關しても又該切なる衛生的指導と訓練とを與ふるために、積極的行動をなすことこそ醫局本來の使命たらざらばならず、然るに不幸財界の深刻なる不況は醫局の組織並に機能の縮小を餘儀なくし、診療方面に於てすら極端なる節約を要求せられ、醫局の活動は甚だしく阻止せらるゝに至れり。抑も不況時にありて整理節約の必要なるこ

發行所寄贈本



とは吾等もよく之れを知る、然れ共其の整理と云ひ其の節約と言ふも、労働者の健康状態を脅かすことなく、生産能率の基調たる労働力の保持増強を前提とせるものならざるべからざるに、實際に於てはまゝ之れに對して甚しく注意を欠くものあり。所謂合理化政策は此點に於て不用意なるもの多きを遺憾とするものなり。特に醫局費が生産費に加算せらるゝ場合此弊一層大なるものなくばならず。之れ企業に於ける醫局に何等の實權なく、其の地位餘りに從屬的なるに起因するものなるや論なし。

讀つて思ふに健康保険法實施前にあつては工場醫局は實に事業主の温情主義に發せる福利施設の一として設置せられ、從つて其の經費は凡て事業主の負擔せる處なりしが、該法實施せられたる今日、醫局經費の大部分が健保診療報酬入れによつて支辨せらるゝこと多く、否甚しきに至つては醫局經費を補ふて尙餘りあるゝ状況にあり、從つて工場醫局の設備並醫務方法の内容に於て遺憾あるべきもの少しとせず、且つ事業主は自ら進んで労働者の保健衛生状態改善のために施設するところ極めて寥々たる状態なり。即ちかくの如き現下の情勢に於て、労働者の保健衛生状態の改善を企業主の自發的行動のみ委すること能はざることは明瞭なり。

依つて本協議會は醫局の活動を充實し、労働者保護の目的を達成するが爲めに、左記の如き對策を講ずることを緊要なりと認む。

對 策

(イ)、一定数の労働者を常備する工場、寄宿舎(一定人員以上を收容する)を有する工場又は有害事業をなす工場には、專屬醫局の設置を命じ且つ其の設備内容、醫師、藥劑師及看護婦等の員數等に就き其の最少限度を指定すること。

(ロ)、右の工場醫局に於ては労働者の保健衛生管理と診療業務とを併せ行ひ得るやうその組織を充實すること、これが爲めには事業主は工場醫局職員の職務規程を制定し、その活動を規制すること。

(ハ)、工場醫局は何れの工場に於ても庶務又は職工課の下に隸屬し、工場幹部會議等に於て保健衛生醫事扶助等の問題の上程せらるゝに際しても醫局幹部は之に參與するの權能なく、僅かに部課長を経て意見の開陳をなし且受命するに止り、常に阻礙擡障の感に堪へず、斯かる状態に在りては今後切角産業醫學の發達、工場醫の資格制定放棄の増進、醫局職務規程の制定を見るとも到底所期の實を收め得ざるべし、故に職務規定制定と同時に、工場醫局長の工場内に於ける地位を向上し其の權能を擴張し、醫局を部課と併立せしめ、工場經營中特に重要な項目の一たる従業員の保健衛生促進のため工場幹部會議に參與せしむるの途を開くこと。

2 現在の工場醫の多くは上記工場醫局本來の使命に意を用ゆること少く、從つてその職責の遂行に於て欠くるところあり。故に工場醫の養成のために特殊の施設を行ひ、またその採用に留意するを要す。

說 明

現在工場醫局の多くは疾病の診療のみ事とし従業員者の保健衛生管理を等閑に附する處あり。その依つて來るところは第一には企業主の産業醫學並びに工場醫局の機能に關する理解の不足に在ることは勿論なるも、工場醫の多くが積極的に進んで自己の屬する企業の性質を理解し、業務並に労働環境と健康保持の要件とを攻究し、或はその企業内の作業に特有なる健康障礙乃至疾病を誘發する要因に對して豫防の策を講ずる等、以て労働保護を主眼とする所業保健衛生の事業に向つて努力する處なきによるものと云はざるべからず。而して斯の如きは實に工場醫の多くが永 其の職に在りて勵精する熱意なく、眞に自己の企業内に於ける職責を自覺して其の任務を遂行せんとするもの極めて稀少なるによるべく、又現在の醫育機關に於ては産業醫學に關し何等の教課を設けず、現今社會に活動せんと

4. 21
988

する醫師の任務に對する自覺と、之れを遂行し得べき學識の附與に一面欠くる處あるに因るものと言はざるべからず。即ち現今の事態の改善のためには之等の諸原因の除去を以て、當面の緊急事なりと信ず。

對 策

(イ) 醫育機關に産業醫學に關する特別講座を新設し、現代産業的社會組織に於て活動する醫師としての充分の資格と教養とを有するものを養成すること。工場醫たらんとするものは必ずこの教課を修得したるものゝ中より屆出或は認可によりて採用決定せらるべきこと。

(ロ) 既に現在工場醫局に勤務せる醫士並に労働者保護の衝に當る醫師以外の職員に對して、産業醫學に關する補習教育の目的を以て全國數ヶ處の主要工業地に於て、社會局又は商工省或はその他の團體の聯合主催の下に時々産業醫學に關する講習會を開催すること。

3、労働者の家族を診療し、乳幼児の哺育を指導し且つ又之等の健康保持と増進とに努むるは、之れ亦工場醫局の重要な使命なるが故に、これがために適當なる施設を行ひ、醫局をして此の方面に活動せしむるを要す。

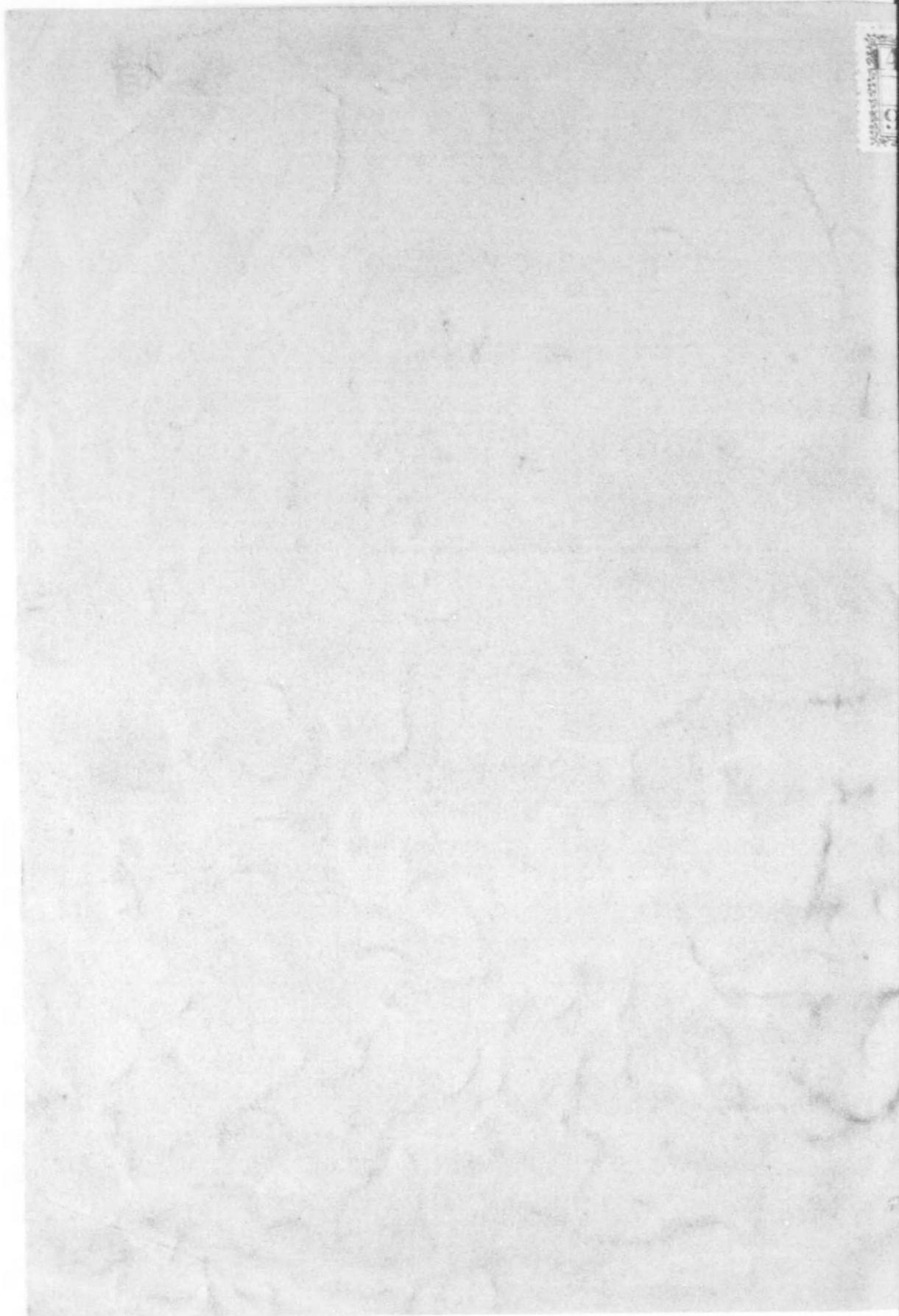
說 明

労働者の家族の傷病は労働者に多大の精神的苦痛を與へ彼等をして安んじて作業に従事することを不可能ならしめ、又工場傷者を誘發し、作業能率を低下せしむる等の悪影響を及ぼすことは工場管理に携はるものゝ日常經驗する處なり。故に工場醫局は單に直接生産に従事する労働者のみならず、更にその家族の健康保持と診療に努力するの要あり。特に乳幼児を有する労働者の家庭に對してはその母が就業すると否とにかゝらず、乳幼児の哺育に關する十二分の指導と注意とを怠らざることは母子の健康状態の保持増進に必要なものみならず、又以て労働者をして安んじてその職に就かしめ、生産能力を完全に發揮せしむる所以なり。而してこはまた國民衛生の將來の關はる處にして、此の母性並に乳幼児の保護に對する密接なる關與と充分なる活動とは工場醫局の重要な一使命なり。依つてこの目的を達成するため下の對策を必要と認む。

對 策

(イ) 醫局に巡回看護婦(又は工場看護婦)を附屬せしめ醫師の監督指導の下に其の健康保持、疾病の早期發見等高級の衛生事項に渡り家庭と密接なる聯絡を取らしむること。

(ロ) 多數の婦人労働者を使用する場合は、託兒所を設置せしめ、醫局と託兒所との聯絡を密接にし巡回看護婦(或は工場看護婦)を置き工場醫の指揮監督の下に活動せしむること。



終